

令和5年度第1回三春町農業委員会議事録

- 1 令和5年4月17日（月）午後3時30分より三春町役場2階大会議室において平成5年度第1回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 12名
1番 増子 弘子 2番 山口 陽一 3番 渡邊 重吉
5番 加藤 不二夫 6番 影山 忠夫 7番 内藤 保次
8番 門馬 稔治 9番 小林 孝 10番 新田 俊男
11番 大津 早苗 12番 本田 儀勇 13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員 1名
4番 大内 将
- 4 推進委員 13名
1番 相川 義則 2番 平沢 善秀 3番 渡辺 恵智郎
4番 佐久間 喜栄 5番 佐久間 正光 6番 山口 裕一
7番 橋本 一三 8番 佐藤 義朗 9番 西山 忠明
10番 八木沼 孫一 11番 菅野 栄章 12番 増子 義男
13番 遠藤 毅
- 5 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 6 審議案件
議案第1号 現況確認証明申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 三春町農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）
議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定について
- 7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 8 議長指名により議事録署名人を選任した。
1番 増子 弘子 委員 2番 山口 陽一 委員

9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第1号 現況確認証明申請について

議長： 「議案第1号 現況確認証明申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、沢石9区公民館から、北西へ約400mのところです。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした1番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 1番 増子 弘子 委員、現地調査報告

3月30日午後3時30分から、加藤委員、佐久間推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、一面が雑草や、木々が茂っており、全体として山林化している状態のため、非農地証明の対象と判断されます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、過足集会所から谷田川三春線を500メートル南へ進み、字西ノ内方面へ右折し400メートル進んだ左側です。

事務局：（議案説明）

議長： 現地調査をした2番山口委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 2番 山口 陽一 委員、現地調査報告

委員： 3月30日午前10時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、草刈り等が行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局：

この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の賃貸借を設定しようとするものです。

場所は、三春町自然観察ステーションから町道を挟んで向かい側です。

事務局：（議案説明）

議長： 現地調査をした10番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 10番 新田 俊男 委員、現地調査報告

3月29日午後2時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、草刈り等が行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

10番委員： 添付の位置図が、場所等分かりにくいと思いますので、改善願います。

事務局： 位置図については、再度検討します。

議長： その他に質問などありますか。

一同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を住宅に転用しようとするものです。
場所は、町道を挟んで岩江中学校の向かい側です。

事務局： (議案朗読)

議 長： 現地調査をした 7 番 内藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 7 番 内 藤 保 次 委員、現地調査報告

委 員： 3 月 3 0 日午前 9 時から、事務局と私で現地調査し、申請書を確認しました。

申請地はすでに、住宅が建築できるよう造成・整備された状態でした。周囲は、北側を農地に、東側を公衆用道路に、西側を宅地に、南側は農地に囲まれています。しかし、北側と南側の農地は、今回の申請地と同様に、造成・整備されており、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はありません。

ただし、今回の申請地は、すでに造成・整備された状態であったことから、許可証を発行する際には、農地転用の許可後に、造成・整備することを指導することとして、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議案第 4 号 三春町農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）

議 長： 「議案第 4 号 三春町農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。
申請地は、議案第 2 号 No. 2 の隣接する北側農地 2 筆です。

事務局： （議案朗読）

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議案第 5 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定について

議 長： 「議案第 5 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： （議案書及び地区別目標に沿って概要説明）

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

9 番推進委員： 最適化活動の活動目標について、1 人当たりの活動日数が 5 日となった理由を教えてください。

事務局： 昨年、年度初めの目標として三春町は 10 日に設定しておりましたが、委員の実態に合っていないことから、県の目標の改正等もあり、月最低 2 回以上となった経緯がありました。このことから、昨年の初めの目標 10 日と、最低 2 日といったことの整合性を取り 5 日と設定しております。

議 長： その他に質問などありますか。

9 番推進委員： 他市町村と整合性は図っていますか。

事務局： 他市町村の目標と整合性を図りながら作成しております。
例えば、田村市は月 6 日、小野町は月 5 日以上となっております。

議 長： その他に質問などありますか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第1回三春町農業委員会を終了いたします。

10 令和5年度第1回三春町農業委員会を午後4時5分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議長 橋本正亀

1番委員 増子弘子

2番委員 山口陽一